

岩手県告示第814号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、岩手県医療労働組合連合会執行委員長中野るみ子から、争議行為を行うことについて、平成25年10月25日次のとおり通知があった。

平成25年11月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 事件

- (1) 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉労働者の大幅増員、夜勤の改善。厚労省「5局長」及び「6局長」通知の徹底。「ILO看護職員条約」及び「夜業条約」の批准と内容の職場での実現。看護職員確保法・基本指針の改正、改正「福祉人材確保基本指針」の実効性確保
- (2) 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」及び「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対
- (3) 医療・介護・社会保障の拡充。「社会保障制度改革推進法」の廃止。「一体改革」の撤回。後期高齢者医療制度の即時廃止。社会保障の切捨てと患者負担の増大反対。医療費削減のための医療保険制度の改悪反対。安全・安心の医療・福祉の実現
- (4) 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療提供体制の縮小・合理化反対。住民本位の保健・医療・介護・福祉のネットワークの確立。職員の雇用の確保
- (5) 200万人以上看護体制を保障する「看護職員需給見直し」の抜本見直し。長時間夜勤・2交替制勤務反対。2年課程通信制、各県1校の開設と受講保障、支援措置の確立と制度一本化
- (6) 消費税大増税の中止。原発再稼働反対。原発依存から再生可能なエネルギーへの転換。憲法9条を中心とする憲法改悪阻止、国民投票法の具体化反対。自衛隊の海外派兵・有事法制の発動反対。核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護、国民主権奪うTPP参加反対
- (7) 単組の職場要求の実現

2 日時 平成25年11月7日午前0時以降、本件の完全解決に至るまでの期間

3 場所

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 盛岡市内丸19番1号 | 岩手医科大学構内全般 |
| (2) 花巻市台第2地割85番地1 | 岩手医科大学附属花巻温泉病院 |
| (3) 盛岡市加賀野三丁目14番1号 | 三田記念病院 |
| (4) 盛岡市津志田26地割30番地1 | 川久保病院 |
| (5) 岩手郡岩手町江刈内第10地割47番地2 | さわやかクリニック・さわやかハウス |
| (6) 盛岡市三本柳6地割1番地1 | 盛岡赤十字病院 |
| (7) 奥州市水沢区佐倉河慶徳27番地1 | 胆江病院・興生園 |
| (8) 一関市大手町3番36号 | 一関病院 |
| (9) 釜石市野田町一丁目16番32号 | 釜石厚生病院 |
| (10) 盛岡市下ノ橋町6番14号 | 遠山病院 |
| (11) 盛岡市青山二丁目12番33号 | アルテンハイム青山 |
| (12) 花巻市東宮野目第13地割112番地 | 本館病院 |
| (13) 北上市花園町一丁目6番8号 | 北上済生会病院 |
| (14) 北上市村崎野16地割89番地1 | 花北病院 |
| (15) 盛岡市津志田13地割18番地4 | 盛岡南病院 |
| (16) 花巻市湯口字志戸平14番地1 | イーハトーブ病院 |

4 争議行為の概要 3の場所の全部にわたり、あらゆる形態の争議行為を単独又は併用して行う。